

医療的ケア児支援促進モデル事業(仮称)

平成29年度概算要求額：23,708千円

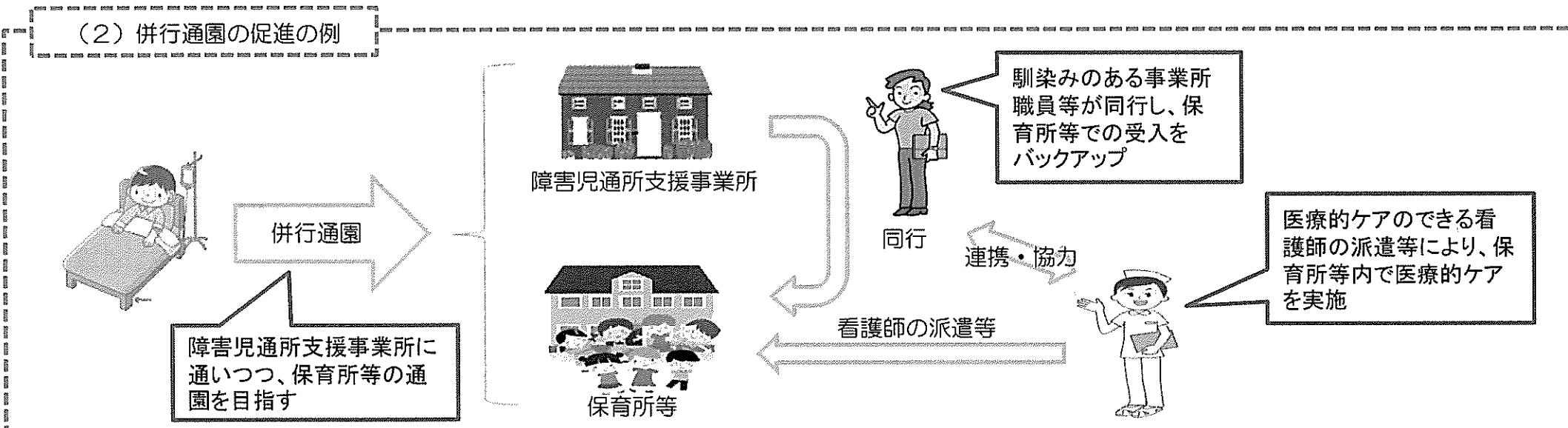
目的

- 医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを必要とする障害児（重症心身障害児含む。以下「医療的ケア児」という。）は増加傾向にあるが、日中一時支援及び障害児通所支援事業所等（以下「事業所等」という。）で医療的ケアができる環境整備がされていないことや事業所等に配置されている看護師等の人材が医療的ケア児に対応できない場合が多いこと等により、医療的ケア児の受け入れ場所が少ない状況にある。このため、事業所等において医療的ケア児の受け入れを促進し、必要な支援の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児の生活の向上を図る。

事業内容

- (1) 日中一時支援等での受け入れ促進
事業所等における看護師や喀痰吸引研修受講者の配置を促進し、受入体制を構築する。
- (2) 併行通園の促進
障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児について、保育所等との併行通園を提案し、受入のための調整や事前準備及び受入の際のバックアップを行う。
- (3) 人材育成
医療的ケア児の支援経験がない事業所等の職員に対して、医療的ケアの知識・技能習得のための研修を実施する。
- (4) 体制整備の促進
地域の子ども・子育て会議や自立支援協議会等において、医療的ケア児の日中活動支援について検討することを推進する。
その際、緊急時の対応マニュアルの作成、主治医指示書の取り決め等についての検討も推進する。

(2) 併行通園の促進の例



医療的ケア児保育支援モデル事業

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求450.6億円の内数)

【事業内容】

医療的ケア児について、その保護者や児童が保育所利用を希望される場合に、受け入れることができる保育所の体制の整備を行う。

医療的ケア児とは 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受け入れを行う保育所等に必要に応じて看護師を派遣する。

あわせて、医療的ケア児を受け入れるに当たって以下の取組を実施。

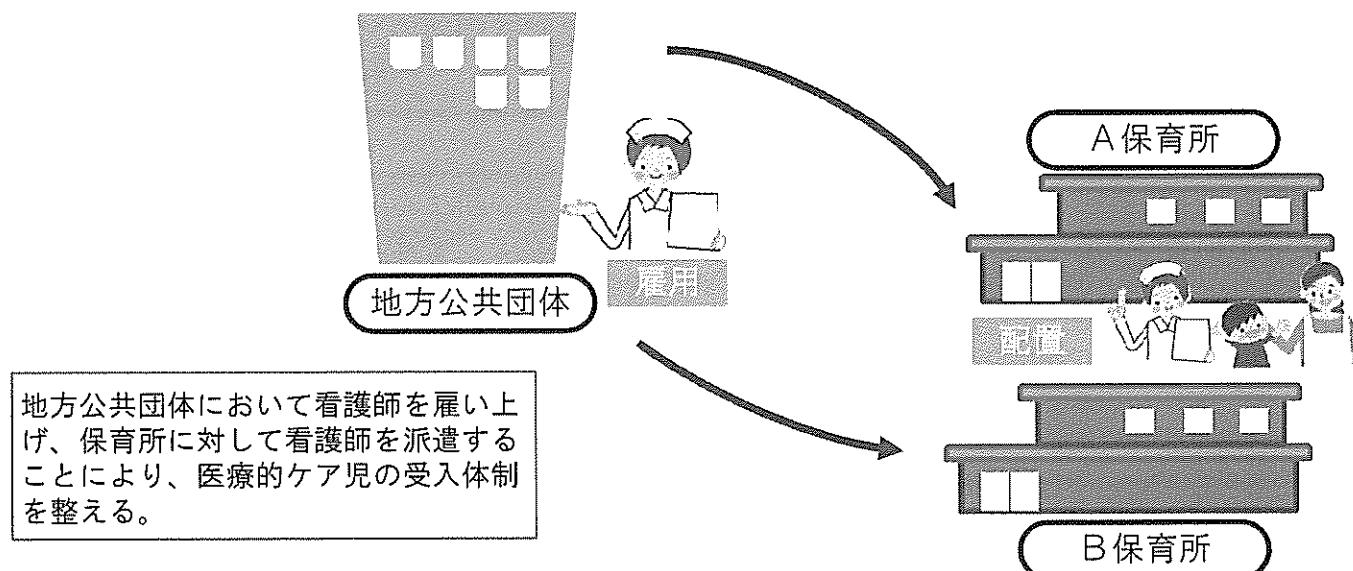
- ・ 保育士のたん吸引等を実施するための研修受講を支援する。（当該研修に係る代替職員の配置等）
- ・ 医療的ケア児受け入れの際に、（研修受講済み）保育士を補助する保育士等の加配を行う 等

【実施主体】

都道府県・市町村

【補助率】

国：1／2 都道府県 1／2 *市区町村が実施する場合は国1／2 都道府県1／4 市区町村1／4



■在宅医療・訪問看護ハイレベル人材養成事業

平成29年度概算要求額 23百万円

【趣旨、事業概要】

- 地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療にかかる人材育成の取組は今後も一層活発化することが見込まれる。
- 国において、将来の講師人材の不足や質の格差などの問題に対処し、地域の取組を財政面以外でも支えていくため、在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で人材育成事業を支えることのできる高度人材を育成する。

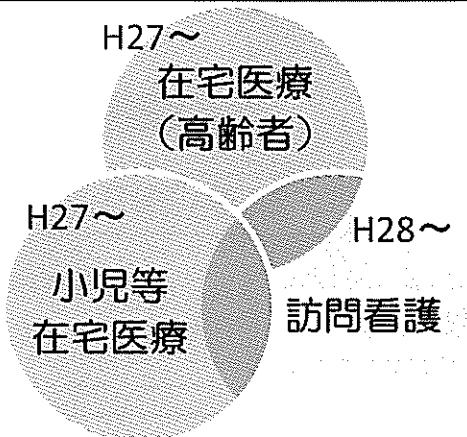
【事業概要】

- 医師を対象とした「①高齢者向け在宅医療」、「②小児向け在宅医療」と、看護師を対象とした「③訪問看護」の3つの分野ごとに、研修プログラム作成や全国研修を実施する。

国（関係団体、研究機関、学会等）

◆研修プログラムの開発

- ・職能団体、学会、研究機関等が連携し、人材育成研修プログラムを作成。
- ・プログラムは、在宅医療の主要な3分野に特化して構築。それぞれのプログラムの相互連携も盛り込む。



◆全国研修の実施

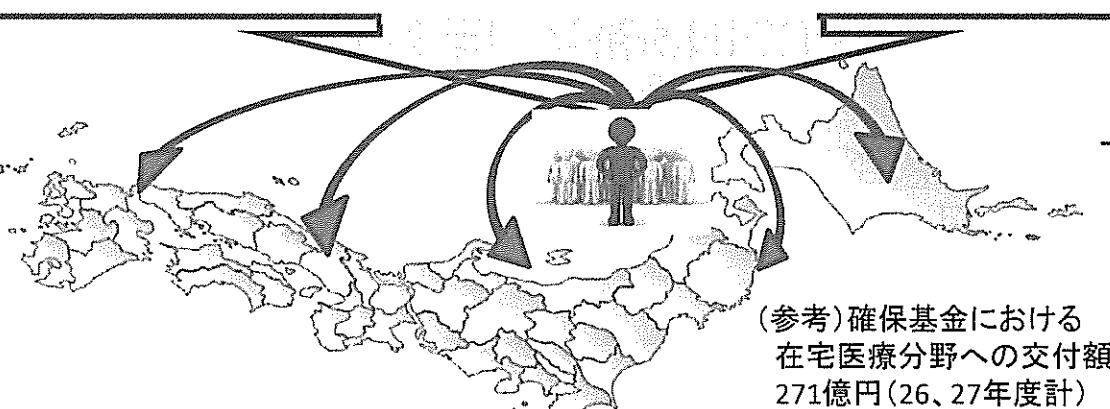
- ・開発したプログラムを活用し全国研修を実施。
- ・受講者が、地域で自治体と連携しながら人材育成事業を運営するなど、中心的な存在として活躍することを期待。

* 全国研修の様子(平成27年度)



都道府県・市町村

地域医療介護総合確保基金等を活用し、在宅医療に係る人材育成を実施



* 27年度の全国研修の状況

<高齢者向け在宅医療>

日時：平成28年1月17日
於：日本医師会館大講堂
約280名の医師が参加

<小児向け在宅医療>

日時：平成28年2月7日
於：国立成育医療研究センター
約140名の医師が参加

※訪問看護分野は平成28年度より実施予定

NICU等入院児の在宅移行促進体制

平成29年度概算要求額

医療提供体制推進事業費補助金 167億円の内数

医療提供体制施設整備交付金 25億円の内数

NICU等長期入院児支援は、地域療育支援施設運営事業、日中一時支援事業により医療機関への運営費の他、施設整備、設備整備に対する財政支援を行っている。

NICU等に長期入院児の在宅移行を促進させる目的にて行っているもので、小児科医の常駐を要件としているため、交付先は主に大規模NICUを要する周産期母子医療センターとなっている。

